

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

第二期中期計画

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

平成23年度
年度計画（案）

～ 目 次 ～

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援	
1-1 技術的課題の解決ための支援	2
(1) 技術相談	2
(2) 依頼試験	2
1-2 製品開発、品質評価のための支援	3
(1) 機器利用サービスの提供	3
(2) 高付加価値製品の開発支援	3
(3) 製品の品質評価支援	4
1-3 新事業展開、新分野開拓のための支援	4
(1) 技術経営への支援	4
(2) 国際規格対応への支援	4
(3) 技術審査への貢献	4
2 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える連携の推進	
2-1 産学公連携による支援	4
2-2 行政及び他の支援機関との連携による支援	5
3 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進	
3-1 基盤研究	5
3-2 共同研究	6
3-3 外部資金導入研究・調査	6
3-4 都市課題解決に資する研究開発	6
4 東京の産業を支える産業人材の育成	
4-1 技術者の育成	6
4-2 関係機関との連携による人材育成	7
5 情報発信・情報提供の推進	7
5-1 情報発信	7
5-2 情報提供	7
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 組織体制及び運営	
1-1 機動性の高い組織体制の確保	7
1-2 適正な組織運営	8
1-3 職員の確保・育成	8
1-4 情報システム化の推進	8
2 業務運営の効率化と経費節減	

～ 目 次 ～

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援	
1-1 技術的課題の解決ための支援	2
(1) 技術相談	2
(2) 依頼試験	2
1-2 製品開発、品質評価のための支援	3
(1) 機器利用サービスの提供	3
(2) 高付加価値製品の開発支援	3
(3) 製品の品質評価支援	4
1-3 新事業展開、新分野開拓のための支援	4
(1) 技術経営への支援	4
(2) 国際規格対応への支援	4
(3) 技術審査への貢献	4
2 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える連携の推進	
2-1 産学公連携による支援	4
2-2 行政及び他の支援機関との連携による支援	5
3 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進	
3-1 基盤研究	5
3-2 共同研究	6
3-3 外部資金導入研究・調査	6
3-4 都市課題解決に資する研究開発	6
4 東京の産業を支える産業人材の育成	
4-1 技術者の育成	6
4-2 関係機関との連携による人材育成	7
5 情報発信・情報提供の推進	7
5-1 情報発信	7
5-2 情報提供	7
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 組織体制及び運営	
1-1 機動性の高い組織体制の確保	7
1-2 適正な組織運営	8
1-3 職員の確保・育成	8
1-4 情報システム化の推進	8
2 業務運営の効率化と経費節減	

2-1 業務改革の推進	8
2-2 財政運営の効率化	8
III 財務内容の改善に関する事項	
1 資産の適正な管理運用	9
2 剰余金の適切な活用	9
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	9
V 短期借入金の限度額	9
1 短期借入金の限度額	9
2 想定される理由	9
VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	9
VII 剰余金の使途	9
VIII その他業務運営に関する重要事項	
1 施設・設備の整備と活用	9
2 危機管理対策の推進	9
3 社会的責任	10
3-1 情報公開	10
3-2 環境への配慮	10
3-3 法人倫理	10

2-1 業務改革の推進	8
2-2 財政運営の効率化	8
III 財務内容の改善に関する事項	
1 資産の適正な管理運用	9
2 剰余金の適切な活用	9
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	9
V 短期借入金の限度額	9
1 短期借入金の限度額	9
2 想定される理由	9
VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	9
VII 剰余金の使途	9
VIII その他業務運営に関する重要事項	
1 施設・設備の整備と活用	9
2 危機管理対策の推進	9
3 社会的責任	10
3-1 情報公開	10
3-2 環境への配慮	10
3-3 法人倫理	10

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、東京都知事から指示を受けた平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間における地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、以下のとおり定める。

都産技研は、平成 18 年 4 月、地方公設試験研究機関で初めて地方独立行政法人化し、デザインセンターや企業の要望に応じたオーダーメイド型の支援事業を新たに展開するなど事業の幅を広げるとともに、こうした技術支援に適した組織変更を行うなど、法人の経営判断に基づく機動性の高い組織運営や柔軟かつ迅速な業務運営を積極的に推進し、東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与してきた。

近年、経済のグローバル化や新興国の台頭による市場競争の激化など、都内中小企業を取り巻く環境は厳しさを増していることを踏まえ、第二期中期計画期間においては、平成 22 年 2 月に開設の多摩テクノプラザの設備や機器を一層有効に活用した取組を進めるとともに、平成 23 年度江東区青海に開設の本部において高度な技術開発に対する支援を新たに開始するなど事業の拡充・強化を図り、都内中小企業の製品化や事業化及び新分野への進出等に対する支援をさらに押し進めていく。

具体的には、

1. ものづくりの高度化や迅速な製品開発の促進

中小企業の高度な製造技術の開発支援やものづくりの上流工程の支援、安全で信頼性の高い製品及び技術開発への支援に必要な機器を備えた 3 つの技術セクターを開設し、高付加価値な製品開発を加速させる。

また、急激に発展する技術革新に対応する取組として、開発期間の短縮を求められている都内中小企業に対し効率的な製品開発ができる場を提供することにより、製品開発や事業化のスピードアップに貢献する。

2. イノベーションの創出・新事業創出への取組

都内中小企業間の交流や企業と大学、研究機関との交流による製品開発やビジネスを創出する場として「東京イノベーションハブ」を設置するなど都内中小企業によるイノベーション創出を支援する。

また、環境、福祉、安全・安心などの東京の将来の活力を支える産業分野の育成に向けて、今後の成長が期待される環境・省エネルギー等の技術分野の研究等を通じた支援を実施し、中小企業の新事業への展開などを促進するとともに、大都市課題の解決や都民生活の向上に貢献する。

3. 中小企業の国際競争力の強化

経済のグローバル化等への中小企業の対応を支援するため、国際規格に即した製品開発等に関する情報提供や相談体制の確保に努めるとともに、国際的に通用する証明書の発行を進め、都内中小企業の国際競争力の強化や海外展開に貢献する。

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、東京都知事から認可を受けた平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間における地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という。）の中期計画を達成するための平成 23 年度の業務運営に関する計画を、以下のとおり定める。

4. サービス産業への技術支援サービスの拡充

情報通信業、卸売業・小売業、サービス業等のサービス産業の経済活動の重要性が増していることを踏まえ、こうした分野における技術開発の促進に向けた技術支援サービスの拡充を図る。

5. 産業人材の育成

新製品・新技術開発、高度化する研究開発や製造技術において、ものづくりの上流工程である製品の企画・設計を担う中小企業の技術者の育成を行う。また、サービス産業において新たなサービス市場の開発を担う人材育成のニーズにも対応する。

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援

1-1 技術的課題の解決のための支援

(1) 技術相談

ものづくりの基盤的技術分野の技術支援ニーズのみならず、環境、福祉、安全・安心など都市課題の解決に向け、サービス産業の分野の相談にも積極的に対応するなど都内中小企業が必要とする幅広い技術支援に取り組む。

第一期中期計画期間に本部において試行してきた総合支援窓口の取組を本格実施し、料金収納及び成績証明書の発行窓口の統合や複数技術分野にまたがる相談への一括対応などサービス機能の総合化を図り、お客様へのワンストップサービスを充実する。

中小企業の現場での支援が必要な場合は、職員や専門家を現地に派遣する実地技術支援を実施する。

都産技研が保有していない技術分野の相談があった場合は、他の試験研究機関や大学へ紹介するなど、お客様の利便性向上に努める。

相談業務の効率的・効果的な実施と利用者の利便性向上の視点から、新たに、ITを活用し協定締結機関と連携した技術相談体制を構築するとともに、区市町村と連携した現地での技術相談会等の開催や来所相談における予約制の導入など、相談体制の充実を図る。

技術相談件数については、第二期中期計画期間の最終年度である平成27年度の年間実績80,000件を目標とする。

(2) 依頼試験

製品の品質・性能証明や事故原因究明など都内中小企業の技術的課題の解決及び高品質、高性能、高安全性など付加価値の高いものづくりを支援できるよう、依頼試験の充実を図るとともに、効果的な技術的アドバイスを実施する。

高付加価値な製品の開発に必要な高度かつ多様な試験ニーズに対応するため、試験項目の追加等を適宜行うとともに、全国の公設試験研究機関にはない都産技研の特徴ある技術分野（EMC、非破壊検査、照明、音響、高電圧等）については、試験精度の向上や試験内容の拡充を図るなど一層高品質なサービスの提供に努める。

JIS等に定めのない分析・評価など、お客様の個別の試験ニーズに対しては、オーダーメイド試験により柔軟に対応する。

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援

1-1 技術的課題の解決のための支援

(1) 技術相談

中小企業等に対し、職員の専門的な知識に基づく技術相談を実施し、製品開発支援や技術課題の解決を図る。

①お客様への確かな技術相談を提供するため、本部の実施体制を整備する。

②第1期において試行してきた総合支援窓口の取組を本格実施し、料金収納及び成績証明書の発行窓口の統合や複数技術分野にまたがる相談への一括対応などサービス機能の総合化を図る。

③都市課題の解決に貢献するため、環境、福祉、安全・安心などの技術相談に対応する。特に、平成23年度は環境分野への対応に注力する。

④ものづくりに関連するサービス産業等の技術分野の相談について積極的に対応する。

⑤中小企業の現場での支援が必要な場合は、職員や専門家を現地に派遣する実地技術支援を実施する。

⑥都産技研の保有していない技術については、他の試験研究機関や大学、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。

⑦協定締結機関と連携した新たな技術相談体制を開始する。

(2) 依頼試験

製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。

①本部に新たに導入した機器を活用し、高品質、高性能、高安全性など付加価値の高いものづくりを支援できるよう、依頼試験の充実を図る。

②導入した新たな施設を活用し、都産技研の特徴的な技術分野である非破壊検査、照明、音響分野において、試験精度の向上や試験範囲の拡充など一層高品質なサービスを実施する。

③JIS等に定めのない分析・評価など、お客様の個別の試験ニーズに対しては、オーダーメイド試験により柔軟に対応する。

④首都圏公設試験研究機関連携体（以下、「TKF」という。）に参加している近隣の公設試験研

膨大かつ多様な試験ニーズに対応するため、首都圏公設試験研究機関連携体（以下「TKF」という。）に参加している近隣の公設試験研究機関と連携し、お客様の相互紹介を行うなどのサービスを進める。

中小企業の海外取引の拡大や高度化する製品開発に伴って必要となる品質証明に関するニーズに対応し、公的試験研究機関としての信頼の維持向上を図るため、機器の保守・更新、校正管理をより適切に行うとともに、強度試験等の国際的に通用する試験所認定の登録分野を拡充する。登録分野数については、第二期中期計画期間終了時5件を目標とする。

1-2 製品開発、品質評価のための支援

(1) 機器利用サービスの提供

中小企業では導入が困難な測定機器や分析機器を整備し、中小企業における新製品・新技術開発のために機器の直接利用のサービスを提供する。利用に際しては、職員の豊富な知識を活かして、的確な機器利用に関する指導・助言を行う。

第一期中期目標期間に機器利用の対象としていなかった高度な先端機器についても、利用方法習得セミナーを開催して機器利用ライセンスを発行する制度を導入し、中小企業の機器利用の促進を図る。

新たに、都産技研ホームページを活用し、利用可能情報を提供するなど、機器利用に際しての利便性向上を図る。

(2) 高付加価値製品の開発支援

機能性材料、環境対応製品、高精度加工製品等の開発や、製品の不具合発生の原因究明などに用いる高度先端機器を集中配置した「高度分析開発セクター」を開設し、中小企業による高度な研究開発や技術課題の解決を支援する。「高度分析開発セクター」における依頼試験と機器利用の総件数については、第二期中期計画期間の最終年度である平成27年度の年間実績5,000件を目標とする。

第一期で開設した「デザインセンター」の機能と設備を拡充・強化し、中小企業のブランド確立支援、デザインギャラリーによる製品企画支援、ラピッド・プロトタイプング設備による試作支援、三次元CADデータ作成等のデジタルエンジニアリング支援を行うための「システムデザインセクター」を開設し、デザインを活用した製品開発を総合的に支援する。「システムデザインセクター」における依頼試験と機器利用の総件数については、第二期中期計画期間の最終年度である平成27年度の年間実績9,000件を目標とする。

中小企業が自社製品を開発する際の上流工程の技術課題解決に対応するため、オーダーメイド開発支援を実施し、新製品や新技術の開発を支援する。オーダーメイド開発支援の利用件数については、第二期中期計画期間の最終年度である平成27年度の年間利用実績120件を目標とする。

新製品・新技術開発を目指す中小企業の研究・実験スペースへのニーズに対応するため、多摩テクノプラザの製品開発支援ラボ5室を引き続き利用に供するとともに、本部に製品開発支援ラボを新たに18室設置し、支援対象の拡充を図る。

共同研究企業が無料で利用可能な共同研究開発室を3室設置し、共同研究の成果を活用した迅速な製品の開発を促進する。

究機関と連携した試験実施体制を整備する。

⑤本部の移転に伴い、電気分野の計量法認定事業者（JCSS）の再登録を行う。

⑥公的試験研究機関としての信頼の維持向上を図るため、機器の保守・更新、校正管理をより適切に行う。

⑦中小企業ニーズ及び最新の技術動向等に基づき、試験・研究設備及び機器の導入・更新を実施する。

1-2 製品開発、品質評価のための支援

(1) 機器利用サービスの提供

①中小企業では導入が困難な測定機器や分析機器を整備し、中小企業における新製品・新技術開発のために機器利用のサービスを提供する。

②機器の操作方法のアドバイスや、測定データの説明、課題解決のための的確な指導・助言を行う。

③高度な先端機器は利用方法習得セミナーを開催して機器利用ライセンスを発行する制度を試行する。

④都産技研ホームページを活用し、実証試験セクターの利用可能情報の提供を試行する。

(2) 高付加価値製品の開発支援

①本部において、「高度分析開発セクター」を開設し、中小企業による高度な研究開発や技術課題の解決を支援する。

②本部において、「システムデザインセクター」を開設し、デザインを活用した製品開発を支援する。特に、ラピッド・プロトタイプングによる試作支援を充実する。

③中小企業が自社製品を開発する際の上流工程の技術課題解決に対応するため、オーダーメイド開発支援を着実に実施する。

④新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援施設として「製品開発支援ラボ」を本部に18室新設する。また、21年度に開設した多摩テクノプラザの製品開発支援ラボ5室を引き続き提供する。

⑤共同研究企業が無料で利用可能な共同研究開発室を3室設置し、迅速な製品の開発を促進する。

⑥製品開発支援ラボと共同研究開発室の入居者による製品化・事業化を支援するため、共同利用の試作加工室を提供するとともに、技術経営相談などにも幅広く対応できる人材を配置する。

製品開発支援ラボと共同研究開発室の入居者による製品化・事業化を支援するため、共同利用の試作加工室を提供するとともに、技術経営相談などにも幅広く対応できる人材を配置し、技術及び経営の両面からの支援を行う。第二期中期計画期間中に製品開発支援ラボ及び共同研究開発室入居者が製品化又は事業化に至った件数については、20件を目標とする。

(3) 製品の品質評価支援

中小企業の安全で信頼性の高い製品開発のために必要な温湿度、振動、衝撃、劣化、ノイズ等の試験を行う際に、技術相談、依頼試験、機器利用を一貫して支援することができるよう、環境試験機器を集約した「実証試験セクター」を開設し、迅速かつ効率的な試験サービスを提供する。「実証試験セクター」における依頼試験と機器利用の総件数については、第二期中期計画期間の最終年度である平成27年度の年間実績20,000件を目標とする。

1-3 新事業展開、新分野開拓のための支援

(1) 技術経営への支援

中小企業が自社の「技術力」を強力な経営基盤として活用し、戦略的な事業展開や技術経営手法の導入等に活かしていけるよう、財団法人東京都中小企業振興公社（以下「中小企業振興公社」という。）などの経営支援機関と連携して、セミナーの開催や企業への実地技術支援等を行う。

都産技研を利用して製品開発等に取り組む中小企業に対し、東京都知的財産総合センターなどの知的財産支援機関の持つ支援機能を活用しつつ、知的財産の取得やそれを活用した事業戦略を促す。

都産技研の成果として蓄積した優れた新技術や技術的知見を、中小企業の技術開発や製品開発に活かすため、知的財産権の出願やそれらを活用する使用許諾を推進する。第二期中期計画期間中の知的財産権出願件数については、75件を目標とする。また、都産技研の知的財産権を中小企業等へ実施許諾する件数については、第二期中期計画期間中10件を目標とする。

(2) 国際規格対応への支援

中小企業が製品輸出や海外進出などを行う際に、相手国の規格への適合性を確認するための測定や分析の必要性などの情報が中小企業に十分に提供されていない現状を踏まえ、国際規格に関する相談や国際規格の動向に関するセミナーを実施し、海外展開を目指す都内中小企業を支援する。

(3) 技術審査への貢献

東京都や自治体、経営支援機関等が実施する中小企業等への助成や表彰などの際に行われる技術審査に積極的に協力する。

公的試験研究機関として公平・公正・中立な審査を効率的に行えるよう、学会や展示会などでの最新の技術情報の収集・研究や研修等の実施により審査スキルの向上に努める。

2. 中小企業の製品・技術開発、新事業展開等を支える連携の推進

2-1 産学公連携による支援

(3) 製品の品質評価支援

本部において、「実証試験セクター」を開設し、中小企業の安全で信頼性の高い製品開発を支援するために、技術相談、依頼試験、機器利用をワンストップで効率的に技術支援する体制を整備する。特に、平成23年度は、温湿度、劣化関連の試験体制を充実させる。

1-3 新事業展開、新分野開拓のための支援

(1) 技術経営への支援

①財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「中小企業振興公社」という。）の経営支援部門等他の機関との連携を活用して、セミナーの開催や企業への実地技術支援等を行う。

②都産技研を利用して製品開発等に取り組む中小企業に対し、東京都知的財産総合センターなどの知的財産支援機関の持つ支援機能を活用しつつ、知的財産の取得やそれを活用した事業戦略を促す。

③研究の成果として得た新技術に関して特許の出願に努めるとともに、使用許諾を推進し中小企業支援に活用する。

(2) 国際規格対応への支援

①中小企業が製品輸出や海外進出を行う際に、必要な国際規格への適合性などの技術情報を収集し、技術相談やセミナーを開催するなど中小企業支援に活用する。

②海外展開を目指す中小企業を支援するため、国際規格の技術情報に関する相談窓口を設置する。

(3) 技術審査への貢献

①東京都や自治体、経営支援機関等が実施する中小企業等への助成や表彰などの際に行われる技術審査に積極的に協力する。

②審査・評価の公平かつ中立な実施と、精度の維持向上を図るため、最新の技術情報の収集・研究や研修等の実施により審査スキルの向上に努める。

2. 中小企業の製品・技術開発、新事業展開等を支える連携の推進

2-1 産学公連携による支援

本部に開設する「東京イノベーションハブ」において、中小企業と大学、学協会、研究機関との連携を促進するセミナーや交流会、展示会を開催し、産学公連携支援を推進する。

公立大学法人首都大学東京（以下「首都大学東京」という。）など豊富な技術シーズを有する大学や研究機関と中小企業とのマッチングの場を提供する。

都産技研の本部や多摩テクノプラザに配置した産学公連携コーディネーターによる中小企業のニーズと大学等のシーズとのマッチングを実施し、共同研究につなげるなど、中小企業の技術開発・製品開発支援を推進する。

企業同士の連携に意欲のある企業に対して、異業種交流会や技術研究会の設立支援、業界団体との業種別交流会の開催等を継続実施し、単独企業では困難な技術的課題の解決や新製品・新技術開発を促進する。

2-2 行政及び他の支援機関との連携による支援

区市町村やそれらの自治体が運営する中小企業支援機関が開催する展示会及びセミナーへの参加の要請や、職員派遣の要請等にきめ細かく対応することで、地域における産業振興の取組に貢献するとともに都産技研の利用促進を図る。

首都圏の公設試験研究機関が相互に連携・補完して広域的に中小企業の支援を実施している TKF の活動を継続することにより、広域的なワンストップサービスを確保し、中小企業への技術支援の充実を図る。

都産技研を利用した中小企業において、製品化や事業化の際に生じる開発資金の調達、販路の開拓などが円滑に進められるよう、中小企業振興公社等の経営支援機関と連携して技術と経営の両面から総合的な支援に努める。

3. 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進

3-1 基盤研究

機械、電気・電子、化学等の基盤技術分野に対する基盤研究を着実に実施するとともに、中小企業の技術ニーズを踏まえ、付加価値の高い新製品・新サービス開発や技術課題の解決に役立つ技術シーズの蓄積、今後発展が予想される技術分野の強化、都市課題の解決や都民生活の向上に資する研究を基盤研究として取り組む。

なかでも、今後の成長が期待される4つの技術分野を重点として、新産業育成を図る研究に取り組み、都内中小企業による新しいサービスの創出に貢献する。

ア) 環境・省エネルギー分野

製品のライフサイクルを見通した環境性能評価に関する研究により、ものづくりの上流工程からの省エネルギー製品開発の研究を通じて都市課題の解決に貢献する。

イ) EMC・半導体分野

電磁ノイズ対策、電子機器の高密度化、FPGA の応用などに対応する研究に取り組み、高信頼・高機能製品開発の研究を通じて、付加価値の高い新製品や新サービスの創出に貢献する。

FPGA : Field-Programmable Gate Array の略

①本部において、産学公連携の拠点となる「東京イノベーションハブ」を開設し、中小企業と大学、学協会、研究機関との連携を促進する新たなセミナーや交流会、展示会を開催する。

②公立大学法人首都大学東京（以下、「首都大学東京」という。）など豊富な技術シーズを有する大学や研究機関と中小企業とのマッチングの場を提供する。

③本部や多摩テクノプラザに配置した産学公連携コーディネーターを活用し、中小企業のニーズと大学等のシーズとのマッチングを実施し、中小企業の技術開発・製品開発支援を推進する。

④企業同士の連携に意欲のある企業に対して、本部及び多摩テクノプラザで異業種交流会を各1グループ立ち上げるとともに、既存グループの活動支援を実施する。

⑤業界団体との業種別交流会を開催し、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。

⑥中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。

2-2 行政及び他の支援機関との連携による支援

①区市町村との連携強化に努め、地域における産業振興の取組に貢献するとともに都産技研の利用促進を図る。

②首都圏の公設試験研究機関が相互に連携・補完して広域的に中小企業の支援を実施している TKF の活動を継続することにより、広域的なワンストップサービスを確保し、中小企業への技術支援の充実を図る。

③都産技研を利用した中小企業において、製品化や事業化の際に生じる開発資金の調達、販路の開拓などが円滑に進められるよう、中小企業振興公社等の経営支援機関と連携した事業を実施する。

3. 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進

3-1 基盤研究

機械、電気・電子、化学等の基盤技術分野に対する基盤研究を着実に実施するとともに、中小企業の技術ニーズを踏まえ、付加価値の高い新製品・新サービス開発や技術課題の解決に役立つ技術シーズの蓄積、今後発展が予想される技術分野の強化、都市課題の解決や都民生活の向上に資する研究を基盤研究として取り組む。

なかでも、今後の成長が期待される環境・省エネルギー技術分野を重点研究として取り組み、都内中小企業による新しいサービスの創出に貢献する。

また、第1期中に基盤研究において得られた研究成果を事業化・製品化及び共同研究への実施や外部資金導入研究の採択へ発展させる。

○取り組む技術分野

①ナノテクノロジー分野

②情報技術分野

③エレクトロニクス分野

④システムデザイン分野

⑤環境・省エネルギー分野

ウ) メカトロニクス分野

メカトロニクス技術の応用による、製品の高速化や高精度化、インテリジェント化などの研究を通じた付加価値の高い製品開発により都民生活の向上に寄与する。

エ) バイオ応用分野

今後発展が予想されるバイオセンサやバイオチップ等のバイオ応用研究に取り組み、都民生活の向上に寄与する技術開発を促進する。

基盤研究の成果は、都産技研の技術レベルの向上、対応技術分野の拡充、新たな依頼試験項目の追加など中小企業への技術支援の強化につなげていくほか、中小企業との共同研究の実施や外部資金導入研究にも発展させていく。基盤研究の成果を基に、事業化・製品化された件数、共同研究に発展した件数、外部資金導入研究に採択された件数を合わせて、第二期中期計画期間中に 60 件を目標とする。

3-2 共同研究

基盤研究で得られた研究成果等を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や業界団体、大学、研究機関と協力して、共同研究に積極的に取り組む。共同研究の実施により、第二期中期計画期間中に製品化又は事業化に至った件数については、20 件を目標とする。

3-3 外部資金導入研究・調査

都産技研が保有する研究成果を基に、科学技術研究費や産業振興を目的とする外部資金等に積極的に応募し採択を目指す。外部資金を導入した研究・調査を実施した成果をもって、中小企業のニーズや社会的ニーズの解決に役立てていく。外部資金導入研究・調査の採択件数については、第二期中期計画期間中に 60 件を目標とする。

3-4 都市課題解決に資する研究開発

大都市課題に先駆的に取り組んでいる首都大学東京と連携を強化し、それぞれが有する知的資源を有効活用した取組を推進する。

東京都が進めている「都市課題解決のための技術戦略プログラム」事業において策定する技術戦略ロードマップに基づき、首都大学東京との共同研究を実施し、その成果を中小企業の事業化に結び付けることにより都市課題の解決に貢献する。

4. 東京の産業を支える産業人材の育成

4-1 技術者の育成

新技術、産業動向、国際化対応などに関するセミナーや実践に役立つ講習会の開催により、中小企業の新製品・新サービスの創出を担う人材育成を進めるとともに、本部の開設に伴い整備した機器を活用し、研究開発や製造技術の高度化を担う中小企業の産業人材の育成を支援する。

サービス業や卸売業・小売業においても、製品の製造や品質管理に関する知識を有する人

⑥ 少子高齢・福祉分野

⑦ バイオ応用分野

⑧ メカトロニクス分野

⑨ EMC・半導体分野

⑩ 品質強化分野

⑪ ものづくり基盤技術分野

3-2 共同研究

基盤研究で得られた研究成果を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や業界団体、大学、研究機関と協力して、共同研究に積極的に取り組むとともに、成果展開へつなげる。

平成 23 年度は、年度当初及び年度途中で研究テーマを公募により設定し、研究を実施する。

3-3 外部資金導入研究・調査

都産技研が保有する研究成果を基に、科学技術研究費や産業振興を目的とする外部資金等に積極的に応募し採択を目指す。

① 提案公募型研究

・技術開発の要素が大きい経済産業省や文部科学省などの提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指すとともに、採択された研究を確実に実施する。

・未利用外部資金の調査を行い、申請可能なものを抽出して積極的に申請する。

② 地域結集型研究

科学技術振興機構（JST）地域結集型研究開発プログラム「都市の安全・安心を支える環境浄化技術開発」について、中核機関としての役割を果たすとともに東京都の環境改善に直結する製品化研究を引き続き推進する。さらに、平成 23 年 12 月からはこれまで得られた研究成果の事業化を積極的に推進する。

3-4 都市課題解決に資する研究開発

大都市課題に先駆的に取り組んでいる首都大学東京と連携を強化し、それぞれが有する知的資源を有効活用した取組を推進する。

東京都が進めている「都市課題解決のための技術戦略プログラム」事業において策定する技術戦略ロードマップに基づき、「環境・省エネルギー」及び「安心・安全」分野における首都大学東京との共同研究を実施する。

4. 東京の産業を支える産業人材の育成

4-1 技術者の育成

新技術、産業動向、国際化対応などに関するセミナーや実践に役立つ講習会の開催により、中小企業の新製品・新サービスの創出を担う人材育成を進めるとともに、本部の開設に伴い整備した機器を活用し、研究開発や製造技術の高度化を担う中小企業の産業人材の育成を支援する。

サービス業や卸売業・小売業の従事者向けにおいても、都産技研の設備や人材を活かした

材育成が必要となっていることを踏まえ、都産技研の設備や人材を活かした実践的なセミナーを実施する。

個別企業や業界団体等の人材育成ニーズに対して、希望に対応したカリキュラムを編成するオーダーメイドセミナーを実施し、人材育成ニーズにきめ細かく対応する。

4-2 関係機関との連携による人材育成

首都大学東京をはじめとする大学、学術団体、業界団体、行政機関等が実施している産業人材育成の取組に対して、職員の講師派遣、インターンシップによる学生の受入れなどで積極的に協力する。

都産技研の設備や研究員の有する知識を活用し、東京都立職業能力開発センターや中小企業振興公社が実施する人材育成事業に積極的に協力する。

5. 情報発信・情報提供の推進

5-1 情報発信

東京都、区市町村、中小企業振興公社、商工会議所、商工会などの支援機関等が実施する講演会、イベント・展示会への参加を通じ、都産技研の事業を積極的にPRし利用拡大につなげる。

都産技研が開催する研究発表会と、首都大学東京やTKF参加の各公設試験研究機関等が行う研究発表会の間で、相互に発表者を派遣し合うなど、多様な連携により研究機関が保有する技術シーズや研究成果を広く中小企業に発信する。

5-2 情報提供

中小企業の製品開発や生産活動に役立つ以下の情報をインターネットや技術情報誌等の広報媒体により速やかに提供する。

- ・研究開発の成果
- ・保有する技術情報
- ・依頼試験や設備機器の利用に関する情報
- ・産業人材育成に関するセミナー開催情報
- ・産学公連携コーディネートに関する情報
- ・共同研究の公募や受託研究に関する情報
- ・最近の技術動向等に関する情報

II. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 組織体制及び運営

1-1 機動性の高い組織体制の確保

社会経済情勢や中小企業の変化する技術ニーズに的確に対応できる機動性の高い執行体制を確保するため、地方独立行政法人のメリットを活かした柔軟かつ迅速な経営判断により、組

実践的なセミナーを実施する。

個別企業や業界団体等の人材育成ニーズに対して、希望に対応したカリキュラムを編成するオーダーメイドセミナーを実施し、人材育成ニーズにきめ細かく対応する。

4-2 関係機関との連携による人材育成

首都大学東京をはじめとする大学、学術団体、業界団体、行政機関等が実施している産業人材育成の取組に対して、職員の講師派遣、インターンシップによる学生の受入れなどで積極的に協力する。

都産技研の設備や研究員の有する知識を活用し、東京都立職業能力開発センターや中小企業振興公社が実施する人材育成事業に積極的に協力する。

また、平成23年度開設する東京都立多摩職業能力開発センターとの人材育成に関する連携事業を新たに開始する。

5. 情報発信・情報提供の推進

5-1 情報発信

東京都、区市町村、中小企業振興公社、商工会議所、商工会などの支援機関等が実施する講演会、イベント・展示会への参加を通じ、都産技研の事業を積極的にPRし利用拡大につなげる。

都産技研が開催する研究発表会と、首都大学東京やTKF参加の各公設試験研究機関等が行う研究発表会の間で、相互に発表者を派遣し合うなど、多様な連携により研究機関が保有する技術シーズや研究成果を広く中小企業に発信する。

5-2 情報提供

中小企業の製品開発や生産活動に役立つ以下の情報をインターネットや技術情報誌等の広報媒体により速やかに提供する。

本部において、公開図書室を開設し、中小企業に役立つ技術資料等を公開する。

- ・研究開発の成果
- ・保有する技術情報
- ・依頼試験や設備機器の利用に関する情報
- ・産業人材育成に関するセミナー開催情報
- ・産学公連携コーディネートに関する情報
- ・共同研究の公募や受託研究に関する情報
- ・最近の技術動向等に関する情報

II. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 組織体制及び運営

1-1 機動性の高い組織体制の確保

①臨海副都心地区に新しい支援拠点となる本部を開設し、技術ニーズに的確に対応できる執行体制を確立させる。

織体制を弾力的に見直していく。

1-2 適正な組織運営

地方独立行政法人法の主旨に則った事業経費の適切な執行管理を行うとともに、事業別のセグメント管理の導入により、各事業において投入した経営資源と事業効果を検証し、技術支援事業と研究開発事業とのバランスの取れた事業執行をめざすなど、都内中小企業に対して高品質な技術支援サービスを安定的かつ継続的に提供する適切な組織運営を実施する。

1-3 職員の確保・育成

技術革新の著しい産業や技術に対し将来を見据えた中長期的な視点に立って、必要とされる技術を適時に中小企業に対して提供できるよう、大学訪問などの積極的なリクルート活動により優秀な技術職員を計画的に採用する。

地方独立行政法人の機動的で柔軟な組織運営に必要な事務職員についても、計画的に確保していく。

地方独立行政法人の任用・給与制度の特徴を活かして、公平な業績評価とその昇給等への適切な反映により、職員一人ひとりのモチベーションを高めるとともにそのレベルアップを進め、組織運営の効率化や、技術支援及び研究開発の水準の向上を図る。

中小企業のグローバル化を適切に支援していくため、職員の海外での学会参加による情報収集などを通じて国際規格の相談に対応できる職員の確保・育成に努める。

1-4 情報システム化の推進

ネットワークやインターネット、人事・庶務システムなどの都産技研の業務運営に欠かせない情報システム基盤を活用し、情報システムの利便性向上、業務の効率化、セキュリティの向上等を図る。

テレビ会議システムによる遠隔相談等を実施し、お客様へのサービスの向上に努める。

2. 業務運営の効率化と経費節減

2-1 業務改革の推進

お客様へのサービスの向上、業務の効率化、経費の削減等を目的として、組織と職員からの提案による業務内容や処理手続きの見直し等の業務改革を推進し、外部機関や専門家の活用も含め高い経営品質の実現や利用者満足度の向上を目指す。

2-2 財政運営の効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、中小企業ニーズの低下した業務の見直しや複数年契約の推進等により、毎年度平均で前年度比一パーセントの財政運営の効率化を図る。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 資産の適正な管理運用

②事業動向等を踏まえ組織の見直しを継続的に実施し、各事業の効率的な執行体制を確保する。

1-2 適正な組織運営

①事業別のセグメント管理を導入することにより、各事業において投入した経営資源と事業効果を検証できる体制を整備する。

②都内中小企業に対して高品質な技術支援サービスを安定かつ継続的に提供する適切な組織運営を確立する。

1-3 職員の確保・育成

①大学訪問などの積極的なリクルート活動により優秀な技術職員を計画的に採用する。

②地方独立行政法人の機動的で柔軟な組織運営に必要な事務職員についても、計画的に確保する。

③公平な業績評価とその昇給等への適切な反映により、職員一人ひとりのモチベーションを高めるとともにそのレベルアップを進め、組織運営の効率化や、技術支援及び研究開発の水準の向上を図る。

④中小企業の国際化を適切に支援していくため、職員の海外での学会参加による情報収集など国際規格の相談に対応できる職員の育成を開始する。

1-4 情報システム化の推進

ネットワークやインターネット、人事・庶務システムなどの都産技研の業務運営に欠かせない情報システム基盤を活用し、情報システムの利便性向上、業務の効率化、セキュリティの向上等を図る。

テレビ会議システムによる遠隔相談など情報システムを活用した利便性の向上に努める。

2. 業務運営の効率化と経費節減

2-1 業務改革の推進

お客様へのサービスの向上、業務の効率化、経費の削減等を目的として、組織と職員からの提案により、業務内容や処理手続きの見直し等の業務改革を推進し、外部機関の活用も含め高い経営品質の実現や利用者満足度の向上を目指す。

2-2 財政運営の効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、中小企業ニーズの低下した業務の見直しや複数年契約の推進による効率化を進める。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 資産の適正な管理運用

安全かつ効率的な資金運用管理を推進し、建物、施設については、計画的な維持管理を行うとともに、設備機器については校正・保守・点検を的確に行うことにより国内規格や国際規格に適合する測定等が確実に実施できるよう管理運用する。

2. 剰余金の適切な活用

的確な経営判断に基づき、新しい事業の開始、研究開発の推進、設備の更新・導入などにより、都内中小企業に提供するサービス水準の向上を図るとともに、事業実績や成果の向上につながるよう、剰余金を有効に活用する。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙

V. 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額 15 億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借入れの必要が生じることが想定される。

VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

江東区青海に設置する本部の土地及び建物の出資を都から受ける際に、出資と同時に次の資産を都に譲渡する。

旧西が丘本部の土地及び建物

VII. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。

VIII. その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備の整備と活用

業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。

実施に当たっては、東京都からの施設整備補助金等の財源を確保し、先端技術への対応や省エネルギー対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を適切に行う。

2. 危機管理対策の推進

個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏洩防止を図るために、全職員の受講を必須とする研修を実施する。

健全な事業活動の確保や事故・事件の未然防止を図るため、環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令を遵守し、危険物、劇毒物の管理と取扱い、災害に対する管理体制を確保す

安全かつ効率的な資金運用管理を推進し、建物、施設については、計画的な維持管理を行うとともに、設備機器については校正・保守・点検を的確に行うことにより国内規格や国際規格に適合する測定等が確実に実施できるよう管理運用する。

2. 剰余金の適切な活用

的確な経営判断を行い、新しい事業の開始、研究開発の推進、設備の更新・導入などにより、都内中小企業に提供するサービス水準の向上を図るとともに、事業実績や成果の向上につながるよう、剰余金を有効に活用する。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙

V. 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額 15 億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借入れの必要が生じることが想定される。

VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

江東区青海に設置する本部の土地及び建物の出資を都から受ける際に、出資と同時に次の資産を都に譲渡する。

旧西が丘本部の土地及び建物

VII. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。

VIII. その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備の整備と活用

①業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。

②実施に当たっては、東京都からの施設整備補助金等の財源を適切に確保し、策定する長期保全計画に基づき総合的・長期的観点に立った整備・更新を行う。

2. 危機管理対策の推進

第1期中に策定した「リスクマネジメントに関する基本方針」に基づき、内部危機管理体制を整備する。

①個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏洩防止のために、全職員の受講を必須とする研修を実施する。

るとともに、防災訓練等の実施や職員に対する意識向上のための研修を実施する。

震災の発生や新興感染症の流行などに備え、対応策を定めるとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。

緊急事態の発生を想定し、対策委員会の設置、緊急連絡網の設定、通報訓練の実施等をマニュアルとしてまとめるなど、迅速な情報伝達・意思決定に向けた管理体制の整備を図る。

3. 社会的責任

3-1 情報公開

公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、都産技研ホームページや刊行物の発行等により経営情報の公開に取り組む。

事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求については、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。

3-2 環境への配慮

法人の社会的責任を踏まえ、省エネルギー対策の推進、CO₂削減等、「環境方針」に沿った取組により環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。

3-3 法人倫理

都民から高い信頼性を得られるよう、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター憲章」等を踏まえ、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。

②環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令を遵守し、危険物、劇毒物の管理と取扱い、災害に対する管理体制を確保するとともに、防災訓練等の実施や職員に対する意識向上のための研修を実施する。

③震災の発生や新興感染症の流行などに備え、対応策を定めるとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。

④緊急事態の発生を想定し、対策委員会の設置、緊急連絡網の設定、通報訓練の実施等をマニュアルとしてまとめるなど、迅速な情報伝達・意思決定に向けた管理体制の整備を図る。

3. 社会的責任

3-1 情報公開

公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、都産技研ホームページや刊行物の発行等により経営情報の公開に取り組む。

事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求については、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。

3-2 環境への配慮

法人の社会的責任を踏まえ、省エネルギー対策の推進、CO₂削減等、「環境方針」に沿った取組により環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。

3-3 法人倫理

都民から高い信頼性を得られるよう、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター憲章」等を踏まえ、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成23年度～平成27年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	31,035
施設整備費補助金	50
自己収入	4,880
事業収入	2,273
補助金収入	150
外部資金研究費等	500
地域結集型研究開発プログラム	31
その他収入	1,927
計	35,965
支出	
業務費	26,526
試験研究経費	6,901
外部資金研究経費等	500
地域結集型研究開発プログラム	82
産業支援拠点整備費	5,060
役職員人件費	13,983
一般管理費	9,439
計	35,965

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額、13,009百万円支出する。(退職手当は除く。)

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成23年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,463
施設整備費補助金	10
自己収入	972
事業収入	434
補助金収入	30
外部資金研究費等	100
地域結集型研究開発プログラム	31
その他収入	378
計	11,445
支出	
業務費	9,456
試験研究経費	1,576
外部資金研究経費等	100
地域結集型研究開発プログラム	82
産業支援拠点整備費	5,060
役職員人件費	2,637
一般管理費	1,989
計	11,445

[人件費の見積り]

平成23年度、2,443百万円支出する。(退職手当は除く。)

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2. 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	41,863
経常費用	41,863
業務費	21,249
試験研究経費	5,176
外部資金研究経費等	500
地域結集型研究開発プログラム	82
産業支援拠点整備費	1,508
役職員人件費	13,983
一般管理費	9,439
減価償却費	11,175
収入の部	41,863
経常収益	41,863
運営費交付金収益	25,908
事業収益	2,273
外部資金研究費等収益	500
地域結集型研究開発プログラム	31
補助金等収益	50
その他収益	1,927
資産見返運営費交付金等戻入	11,010
資産見返補助金等戻入	108
資産見返物品受贈額戻入	50
資産見返寄附金等戻入	7
純利益	0
総利益	0

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2. 収支計画

平成23年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,003
経常費用	10,003
業務費	5,559
試験研究経費	1,231
外部資金研究経費等	100
地域結集型研究開発プログラム	82
産業支援拠点整備費	1,508
役職員人件費	2,637
一般管理費	1,989
減価償却費	2,455
収入の部	10,003
経常収益	10,003
運営費交付金収益	6,596
事業収益	434
外部資金研究費等収益	100
地域結集型研究開発プログラム	31
補助金等収益	10
その他収益	378
資産見返運営費交付金等戻入	2,421
資産見返補助金等戻入	18
資産見返物品受贈額戻入	14
資産見返寄附金等戻入	2
純利益	0
総利益	0

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3. 資金計画

平成23年度～平成27年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	35,965
業務活動による支出	30,688
投資活動による支出	5,277
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	35,965
業務活動による収入	35,965
運営費交付金による収入	31,035
事業収入	2,273
外部資金研究費等による収入	500
地域結集型研究開発プログラムによる収入	31
補助金等による収入	200
その他の収入	1,927
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3. 資金計画

平成23年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,445
業務活動による支出	7,548
投資活動による支出	3,897
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	11,445
業務活動による収入	11,445
運営費交付金による収入	10,463
事業収入	434
外部資金研究費等による収入	100
地域結集型研究開発プログラムによる収入	31
補助金等による収入	40
その他の収入	378
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※ 金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。